

第6期 滝川市障がい福祉計画（案）

（令和3年度～令和5年度）

〈令和3年1月現在〉

滝川市保健福祉部福祉課

目 次

I	計画の概要	1
II	障害者総合支援法・児童福祉法改正の概要	3
III	滝川市の現況（令和2年3月末現在）	8
IV	障がい福祉サービス・障がい児通所支援の概と 市内事業所の状況	10
1	障がい福祉サービス	10
2	障がい児通所支援	13
3	計画相談支援・地域相談支援・障がい児相談援	14
4	障がい福祉サービス等利用の状況（令和2年9月利分）	15
V	計画推進のための基本的事項	22
VI	数値目標の設定	24
1	訪問系サービス	24
2	日中活動系サービス	25
3	居住系サービス	28
4	計画相談支援・地域相談支援	29
5	障がい児通所支援	30
6	地域生活支援事業の概要	32
VII	サービスの見込量一覧（再掲）	34
VIII	障がい福祉サービス等利用実績（再掲）	37

【参考】

第1期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について	・・・・・・・・	40
第2期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について	・・・・・・・・	41
第3期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について	・・・・・・・・	42
第4期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について	・・・・・・・・	43
第5期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について	・・・・・・・・	44
（資料1）滝川市保健医療福祉推進市民会議委員名簿	・・・・・・・・	45
（資料2）滝川市保健医療福祉推進市民会議設置要綱	・・・・・・・・	46
（資料3）滝川市自立支援協議会障がい福祉計画策定委員会 委員名簿	・・・・・・・・	48
（資料4）計画策定の経過	・・・・・・・・	48

I 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

第6期滝川市障がい福祉計画（以下「本計画」という。）は、「滝川市障がい者計画（平成30年度策定）」の基本理念である「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生する社会の実現」を目指し、障がい者が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要とされるサービス量の適切な見込みを行うとともに、サービス提供体制を計画的に確保していくために定めるものです。

2. 計画の体系及び位置付け

本計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）第88条に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保や指定障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を定めるための実施計画として策定するもので、障害者基本法第11条第3項に基づき策定された「滝川市障がい者計画」中、生活支援等に関わる3年間の実施計画に位置付けられるものです。

また、本計画は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）及び「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」（平成21年厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知障企自発第0108001号）を踏まえて策定しています。

さらに、「第2期北海道障がい者基本計画（平成25～34年度）」及び「第6期北海道障がい福祉計画（令和3～5年度）」と連携しているほか、「滝川市総合計画」の個別計画として位置付け、「滝川市障がい者計画（平成30～34年度）」と併せて障がい者福祉施策の具体的な事業計画として策定します。

なお、障がい児支援については、児童福祉法の改正により平成30年4月1日から市町村障害児福祉計画を策定するものとされました（同法第33条の20）が、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に関する事項や各年度における指定通所支援または指定障がい児相談支援の種類ごとの必要な見込量については、本計画に包含することとします。

3. 計画の期間

本計画では、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間とし、今まで進められてきた障がい福祉サービスの整備状況や利用状況を見極めながら、障がい者個々の支援体制の充実・強化が図られるよう、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
滝川市障がい者計画										
第6期滝川市障がい福祉計画 第2期滝川市障がい児福祉計画						←————→				

4. 障がい者の定義

本計画における「障がい者」とは、障害者基本法及び障害者総合支援法に定義される、

- 身体障害者福祉法に規定される身体上の障害がある者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者
 - 知的障害者福祉法にいう知的障害者
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者
（統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、高次脳機能障害、精神病質その他の精神疾患を有する者）
 - 発達障害者支援法に規定する発達障害者
（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの）
 - 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者
（難病など）
 - 心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者
- とします。

5. 障がい児の定義

本計画における「障がい児」とは、児童福祉法に定義される障害児とします。

6. 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、障がい者及びその家族等により構成する団体を始め幅広い分野にわたる関係者の意見を反映したものとするため、「滝川市保健医療福祉推進市民会議」を計画策定の統括機関と位置付け計画策定について諮問を行い、障がい者等への支援の体制の整備を図るため関係機関等により構成される「滝川市自立支援協議会」において「計画策定委員会」を設置し、具体的な意見の聴取及び検討を行いました。

なお、本計画の期間中に関係法令の見直し等が行われ、それに伴い本計画の見直しが必要となった場合は、必要に応じて見直しを行います。

Ⅱ 障害者総合支援法・児童福祉法改正の概要

★今までの改正のポイント★

H23.10 ■地域における自立した生活のための支援の充実

- ・グループホームを利用する低所得者を対象に居住費用の助成（限度1万円）が図られました。
- ・視覚障がい者を対象に移動に必要な情報を提供するとともに、移動等の支援を行う「同行援護」が創設されました。

H24.4 ■利用者負担の見直し

- ・応能負担の原則を明確化することに加え、利用者負担限度額の考え方が障がい福祉サービスと補装具費の利用者負担の合算となり、障がい者の負担軽減が図られました。

■相談支援の充実

- ・基幹相談支援センターの設置等、相談支援体制の強化が図られました。
- ・長期入院者等の地域移行支援や地域定着支援の個別給付化が図られたほか、計画相談、障がい児相談の充実強化が図られ、サービスを利用する障がい者全員に相談支援専門員によるサービス等利用計画を作成することになりました。

■障がい児支援の強化

- ・障害者自立支援法と児童福祉法に規定されていた障がい児の通所施設・通所サービスが、児童福祉法の規定に一本化され、障がい児施設の一元化と通所サービスの実施主体が見直されました。

■実施主体が北海道から市町村に

- ・重症心身障がい者の療養介護サービスの実施主体が北海道から市町村に変更になりました。

H25.4 ■障がい者の範囲の見直し

- ・発達障がいや障害者自立支援法の対象となることが明確化されました。
- ・難病等の方々も、障がい福祉サービス等の利用が可能になりました。

H26.4 ■重度訪問介護の対象拡大

- ・重度訪問介護の対象に「知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要するもの」が新たに追加されました。

■共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化

- ・障がい者の高齢化、重度化に対応して、介護が必要になっても、本人の希望によりグループホームを利用し続けることができるよう、ケアホームがグループホームに一元化されました。（介護サービス包括型・外部サービス利用型に分かれています。）

■地域移行支援の対象拡大

- ・地域生活への移行のため支援を必要とする対象者は、これまで障がい者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院に入院している障がい者でしたが、新たに保護施設や矯正施設に入所している障がい者も支援対象となりました。

■障害程度区分から障害支援区分への見直し

- ・「障害程度区分」が、障がい者の障がいの多様な特性、その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す「障害支援区分」に改正されました。

H30.4 ■障がい者への地域生活の支援

- 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う「自立生活援助」が新設されました。
- 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う「就労定着支援」が新設されました。
- 「重度訪問介護」について、医療機関への入院時も一定の支援が可能となりました。
- 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障がい福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障がい者が引き続き障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障がい者の所得の状況や障がいの程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障がい福祉制度により軽減（償還）できる仕組み（新高額障がい福祉サービス等給付費）が創設されました。

■障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応

- 重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスが新設されました。
- 保育所等を利用中の障がい児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、新たに乳児院・児童養護施設の障がい児も対象として追加されました。
- 医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めることとされました。
- 障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障がい児福祉計画を策定することとされました。

★本計画における滝川市の取り組み★

■国の基本指針の主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み
- ・ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 発達障がい者等支援の一層の充実
- ・ 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
- ・ 障がい者の社会参加を支える取り組み
- ・ 障がい福祉サービス等の質の向上
- ・ 障がい福祉人材の確保



■地域における生活の維持及び継続の推進（地域生活支援拠点等の整備）

障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域における生活の維持及び継続を支えるために地域生活支援拠点等としての機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じて整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の検討を関係機関と協議しながら進めます。

■「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

あらゆる関係者が横断的に福祉を担う「地域共生社会」に向けた施策の一環として、65歳以上になっても使い慣れた障がい福祉サービス事業所を利用しやすくするために、介護保険事業所など関係機関と連携を図り、共生型サービスに対応可能な体制の構築を目指します。

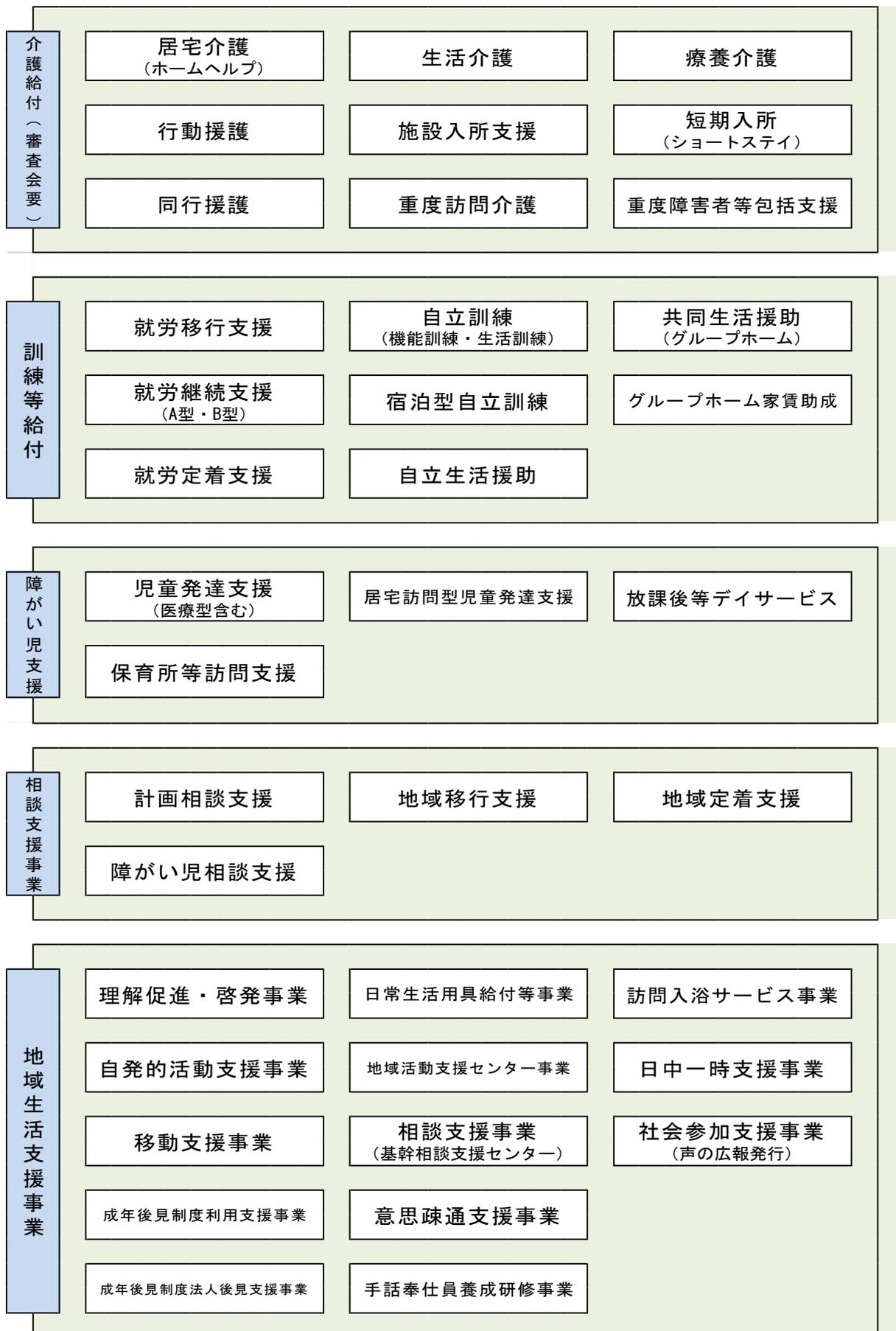
■障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

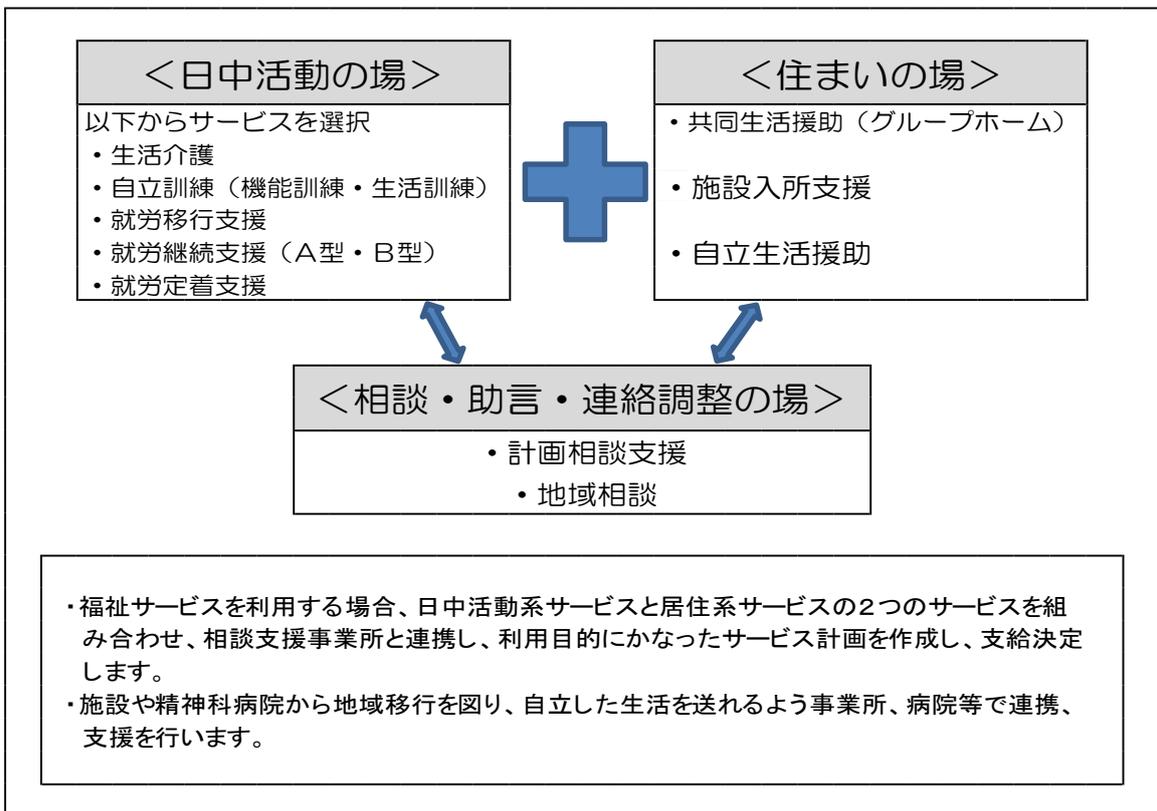
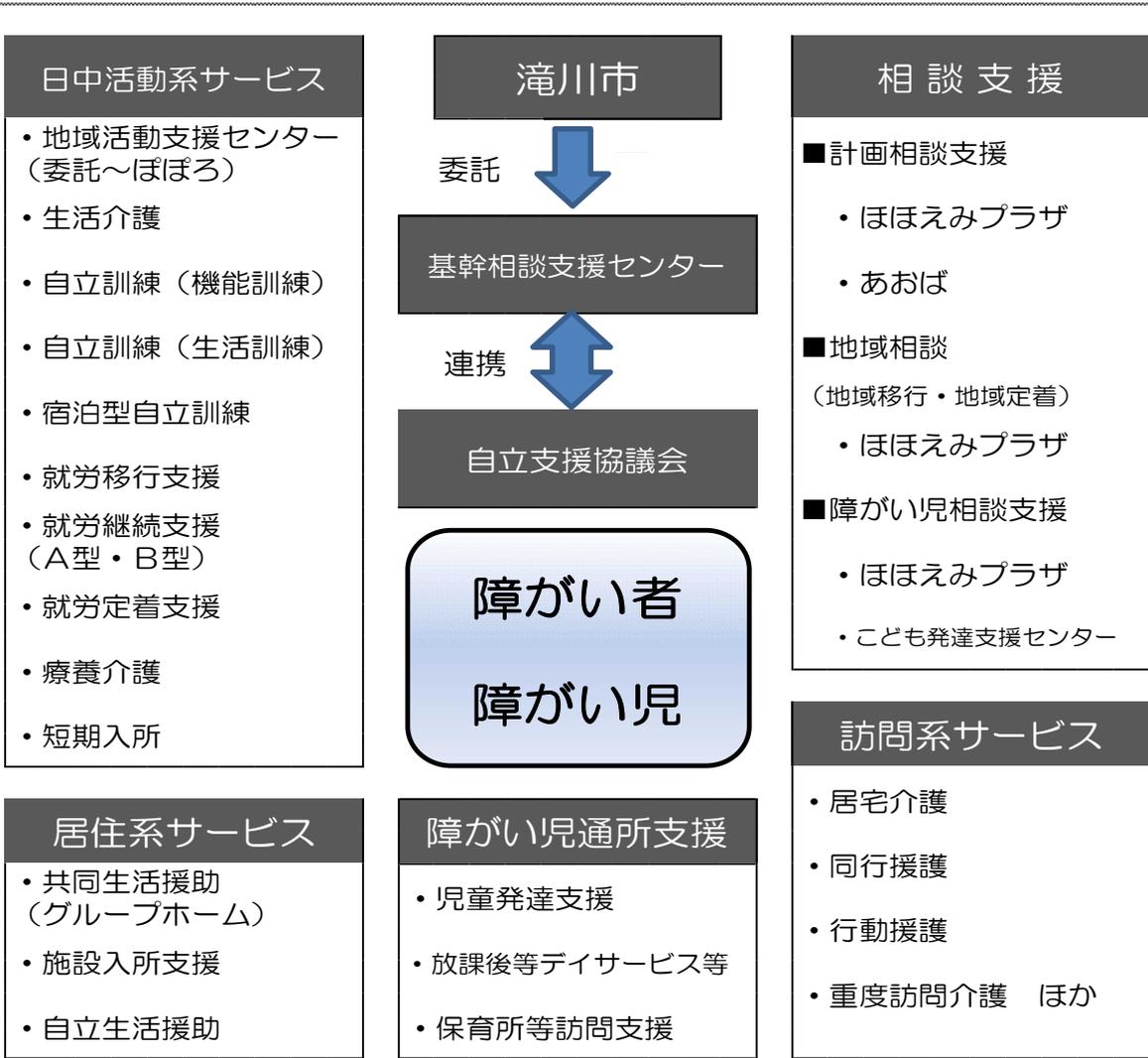
滝川地域子ども発達支援推進協議会が医療的ケア児支援の協議の場としての役割を果たしており、今後も同協議会と連携し、必要に応じた支援を検討するとともに、地域の支援体制の整備について協議を進めます。

■障がい福祉サービス等の質の向上

各種障がい福祉サービスを提供する事業所においては、それぞれ職員研修の受講等によりサービスの質を高め、利用者ニーズに応えるべく取り組んできていますが、事業所間の連携を強めるため自立支援協議会と連携して研修を実施する等更なる障がい福祉サービス等の質の向上を目指します。

★障がい福祉サービス等に係る体系★





Ⅲ 滝川市の現況（令和2年3月末現在）

1. 滝川市における障がい者数

（単位：人）

区 分	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
18歳以上	1,913	309	248
18歳未満	25	74	—
合 計	1,938	383	248

2. 身体障がい者 障がい別・等級別人数

(1) 18歳以上

（単位：人）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合 計
視覚	41	36	9	6	14	7	113
聴覚・平衡	1	32	13	75	0	38	159
言語・音声	0	2	4	13	0	0	19
肢体	182	211	200	331	147	61	1,132
内部	336	10	55	89	0	0	490
合 計	560	291	281	514	161	106	1,913

(2) 18歳未満

（単位：人）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合 計
視覚	2	0	0	0	0	0	2
聴覚・平衡	0	1	0	1	0	1	3
言語・音声	0	0	0	0	0	0	0
肢体	2	3	4	3	0	1	13
内部	5	1	1	0	0	0	7
合 計	9	5	5	4	0	2	25

3. 療育手帳 等級別人数

（単位：人）

区 分	A判定 （最重度・重度）	B判定 （中度・軽度）	合 計
療育手帳所持者数 （18歳以上）	113	196	309
療育手帳所持者数 （18歳未満）	16	58	74
合 計	129	254	383

4. 精神保健福祉手帳 等級別人数

（単位：人）

区 分	1級	2級	3級	合 計
精神保健福祉手帳	25	133	90	248

5. 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

（単位：人）

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
全 体	703	719	663

6. 障害支援区分認定の状況

（単位：件）

障害支援区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
区分 1	2	2	3
区分 2	7	16	18
区分 3	19	22	21
区分 4	14	13	23
区分 5	16	22	10
区分 6	21	21	16
合 計	79	96	91

*介護給付費の支給者のみ。訓練等給付費（就労移行支援、就労継続支援など）の支給者は、含まれていません。

Ⅳ 障がい福祉サービス・障がい児通所支援の概要と市内事業所の状況

1. 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスは、障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した日常生活が送れるよう、障がい者個々の多様な生活を支えるサービス体系として（１）訪問系サービス、（２）日中活動系サービス、（３）居住系サービスに分類され、それぞれを組み合わせ、サービスの支給決定がされています。

（１）訪問系サービス

◆居宅介護

日常生活に支障のある障がい児者の家庭を訪問し、入浴や食事等の介護、衣類の洗濯や住居の清掃等の介護を行います。

- | |
|---------------------|
| ■ 滝川市社会福祉協議会訪問介護事業所 |
| ■ ヘルパーステーションぴーすふる |
| ■ ヘルパーステーションちやいむ |

◆同行援護

重度の視覚障がい児者の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行います。

- | |
|---------------------|
| ■ 滝川市社会福祉協議会訪問介護事業所 |
| ■ ヘルパーステーションぴーすふる |

◆行動援護

知的障がいまたは精神障がいのため行動が著しく困難な障がい児者で常時介護が必要な方に、危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等の援助を行います。

- | |
|---------------------|
| ■ 滝川市社会福祉協議会訪問介護事業所 |
| ■ ヘルパーステーション ぴーすふる |

◆重度訪問介護

重度の肢体不自由者、知的障がい者、精神障がい者で常時介護の必要な方、または行動上著しい困難を有する障がい者に、居宅での入浴や排せつ、食事の介護等や外出時における移動中の介護等、総合的な援助を行います。

- | |
|---------------------|
| ■ 滝川市社会福祉協議会訪問介護事業所 |
| ■ ヘルパーステーション ぴーすふる |
| ■ ヘルパーステーションちやいむ |

◆重度障がい者等包括支援

常時介護の必要な障がい児者で介護の必要性が非常に高い方に、居宅介護その他の支援を包括的に行います。

（2）日中活動系サービス

◆生活介護

常時介護を必要とする障がい者に日中、施設において、入浴や排せつ、食事の介護、創作的活動または生産活動の機会等を提供します。

■ 滝川ほほえみ工房（定員：14人/日）
■ 滝川通園事業所たんぼぼの家（定員：児童発達、放課後等デイサービスを含め10人/日）
■ トータルサポートリアル（定員：6人/日）

◆自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、身体機能の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に必要な訓練を行います。

◆自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者や精神障がい者に必要な訓練を行います。

■ トータルサポートリアル（定員：6人/日）
■ 多機能型事業所ひなた（定員：6人/日）

◆宿泊型自立訓練

地域で自立した生活を目指している障がい者に、一定期間居住の場を提供し、食事や家事等の自立生活に必要な訓練を行います。

◆就労移行支援

一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行います。

■ 滝川ほほえみ工房（定員：6人/日）

◆就労定着支援

一般就労に移行した障がい者の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

◆就労継続支援（A型）

65歳未満の障がい者に、就労に必要な知識、能力の向上を図るため、事業所内において雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行います。

■ コネクト（定員：20人/日）
■ ヒューマンインターフェイス（定員：15人/日）

◆就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

■滝川ほほえみ工房（定員：40人/日）
■若草友の会共同作業所（定員：20人/日）
■滝川更生園（定員：30人/日）
■滝川新生園（定員：20人/日）
■こころ（定員：20人/日）
■工房江部乙（定員：20人/日）
■アドバンス（定員：20人/日）
■多機能型事業所ひなた（定員：14人/日）

◆療養介護

医療を必要とする障がい者で、常時介護が必要な方に、医療機関等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助を行います。

◆短期入所

居宅で介護を行う方の疾病その他の理由により、施設に短期間の入所を必要とする障がい児者に、施設等において夜間を含め入浴や排せつ、食事の介護等の援助を行います。

■滝川通園事業所たんぼぼの家（重症心身障がい児者対象 定員：2人/日）
■短期入所事業所えーる（定員：6人/日）
■グループホーム桔梗（定員：空床型）

(3) 居住系サービス

◆共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営む住居で、障がい者が地域で自立した生活が送れるよう相談や日常生活上の援助のほか入浴や排せつ、食事の介護等の援助を行います。

事業所（定員）		4人	5人	6人	8人	9人	10人	合計
滝川ほほえみ会 9か所47名定員	男	1か所		2か所	1か所			24人
	女	3か所	1か所	1か所				23人
はるか（こころ） 1か所19名定員	男						1か所	10人
	女					1か所	男女併設	9人
滝川中央病院 2か所12名定員	男			1か所				6人
	女			1か所				6人
雨竜園 3か所14名定員	男		2か所					10人
	女	1か所						4人
合同会社ひかりサービス 1か所4名定員	男	1か所						4人
	女							—
合計 16か所96名定員	男	2か所	2か所	3か所	1か所		1か所	54人
	女	4か所	1か所	2か所		1か所		42人

※グループホーム家賃助成

特定障害者特別給付費（補足給付）として、低所得の世帯または生活保護受給世帯の方が利用するグループホームの家賃を上限1万円まで助成します。

◆施設入所支援

施設に入所している障がい者に、入浴や排せつ、食事の介護等の援助を行います。

◆自立生活援助

単身生活等により支援を必要とする居宅で生活する障がい者に対して、定期的な巡回や訪問等により、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整を行います。

2. 障がい児通所支援

障がい児通所支援は、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスで、障がい児の状態像や年齢に応じて、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」等のサービスに分かれています。

◆児童発達支援

障がいのある未就学児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

■ 滝川市こども発達支援センター（定員：放課後等デイを含め15人/日）
■ 滝川通園事業所たんぽぽの家（定員：生活介護、放課後等デイを含め10人/日）
■ こども通所支援センターかがやき（定員：放課後等デイを含め10人/日）
■ 児童発達支援・放課後等デイサービスてとて（定員：放課後等デイを含め10人/日）

◆医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹機能障がいのある児童に、児童発達支援に加えて理学療法等の機能訓練や医学的管理に基づいた支援を行います。

◆居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により、児童発達支援や医療型児童発達支援を受けるために外出することが困難な障がい児の居宅を訪問して必要な支援を行います。

◆放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

■ 滝川市こども発達支援センター（定員：児童発達支援を含め15人/日）
■ 滝川通園事業所たんぽぽの家（定員：生活介護、児童発達支援を含め10人/日）
■ トータルサポートリアル（定員：8人/日）
■ こどもサポートハウスりずむ（定員：10人/日）
■ こども通所支援センターかがやき（定員：児童発達支援を含め10人/日）
■ 児童発達支援・放課後等デイサービスてとて（定員：児童発達支援を含め10人/日）

◆ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がい児に対して、訪問支援員が保育所、幼稚園、小学校等の集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のため専門的な支援を行います。

■ 滝川市こども発達支援センター

3. 計画相談支援・地域相談支援・障がい児相談支援

サービスの支給決定や継続のための計画作成のほか、地域での生活に移行するための準備や移行した後のサポートを行います。

◆ 計画相談支援・障がい児相談支援

相談支援事業所の相談支援専門員が本人やその家族の意向や希望の聴き取り調査を実施し、障がい児者個々の総合的な支援方針や本人にとって最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、個々の生活の目標を達成できるように、サービス等利用計画や支援利用計画を作成するほか、日常の一般相談への対応を行います。

■ ほほえみプラザ	（対象：者・児童）
■ あおば	（対象：者）
■ 滝川市こども発達支援センター	（対象：児童）

◆ 地域相談支援

ア 地域移行支援

障がい者支援施設や病院、救護施設、矯正施設に入所等をしてきた障がい者に、地域での生活に移行するための住居の確保や新生活の準備等の支援を行います。

イ 地域定着支援

居宅で一人暮らしをしている障がい者に、夜間を含む緊急時の連絡や相談等のサポートを行います。

■ ほほえみプラザ

4. 障がい福祉サービス等利用の状況（令和2年9月利用分）

(1) 訪問系サービス

【市内】サービス種別	施設名	利用者数(人)
居宅介護	滝川市社会福祉協議会	17
	ヘルパーステーションぴーすふる	1
	ヘルパーステーションちやいむ	5
同行援護	滝川市社会福祉協議会	5
行動援護	滝川市社会福祉協議会	1
合 計		29

【市外】サービス種別	施設名	利用者数(人)
居宅介護	サポートセンターぼすと（奈井江町）	1
	SOMPOケア空知訪問介護（砂川市）	1
	パーソナルサポートセンターぼけっと（石狩市）	1
同行援護	ラポール障害福祉事業所（札幌市）	1
行動援護	パーソナルサポートセンターぼけっと（石狩市）	1
	ヘルパーステーションおんぷ（札幌市）	1
合 計		6

(2) 日中活動系サービス

【市内】サービス種別	施設名	利用者数(人)
生活介護	滝川ほほえみ工房	15
	滝川通園事業所たんぼぼの家	6
	トータルサポートリアル	4
自立訓練（生活訓練）	トータルサポートリアル	3
	多機能型事業所ひなた	6
就労移行支援	滝川ほほえみ工房	4
就労継続支援（A型）	コネクト	11
	ヒューマンインターフェイス	9
就労継続支援（B型）	若草友の会共同作業所	21
	滝川ほほえみ工房	34
	滝川更生園	19
	滝川新生園	14
	地域生活訓練センターこころ	9
	多機能型事業所ひなた	5
	工房江部乙	10
	アドバンス	8
短期入所	短期入所えーる	6
合 計		184

【市外】サービス種別	施設名	利用者数(人)
生活介護	札幌光の森学園（札幌市）	1
	札幌市自閉症者自立支援センター（札幌市）	1
	美しの森（札幌市）	1
	はぴえこ新しのつ（新篠津村）	1
	共栄（北広島市）	2
	ひかりの里（今金町）	1
	朝里ファミリア（小樽市）	1
	銀山学園（仁木町）	1
	余市豊浜学園（余市町）	2
	やすらぎ園（旭川市）	1
	旭川ねむのきの園（旭川市）	1
	第二希望学園（旭川市）	1
	北の峯学園（富良野市）	1
	南富良野からまつ園（南富良野町）	1
	大雪の園（鷹栖町）	1
	アトリエ・トムテ（美瑛町）	1
	永光（苫小牧市）	1
	富門華寮（安平町）	1
	ふみだす（伊達市）	1
	愛灯学園（帯広市）	1
	生活介護ライフ（音更町）	1
	こまくさ学園（紋別市）	1
	くびどワーク&ハイム（岩見沢市）	2
	雪の聖母園（月形町）	2
	ライフサポート美唄（美唄市）	3
	パシオ（美唄市）	2
	おにしか更生園（小平町）	3
	風連別学園（初山別村）	1
	幌延町立北星園（幌延町）	1
	ないえ（奈井江町）	6
	北海道拓明興社（奈井江町）	1
	ひかり（新十津川町）	9
	砂川希望学院（砂川市）	5
	デイサポートセンター夢（砂川市）	5
	デイサポートセンター優（砂川市）	2
	光生舎フーレビラ（赤平市）	3
光生舎虹の里デイサービスセンター（赤平市）	3	
光生舎ワークショップ（赤平市）	3	

【市外】サービス種別	施設名	利用者数(人)
生活介護	光生舎クリーナーズ（赤平市）	2
	光生舎メディックエル（赤平市）	1
	光生舎虹の里（赤平市）	9
	雨竜町暑寒の里（雨竜町）	5
	あかとき学園（深川市）	3
	厚田はまなす園（石狩市）	1
自立訓練（生活訓練）	くるみ（砂川市）	2
	ピアハウスむろらん（室蘭市）	1
	光生舎エルムソーイング（赤平市）	1
宿泊型自立訓練	のぞみ寮（札幌市）	1
	ピアハウスむろらん（室蘭市）	1
就労移行支援	札幌チャレンジド（札幌市）	1
	ワークス翔（札幌市）	1
就労継続支援（A型）	M工房白石駅前（札幌市）	1
	光生舎スクエア（札幌市）	1
	光生舎クリーン・セブン（歌志内市）	1
	笑飛巣（砂川市）	3
	ワンスライフ（砂川市）	1
	光生舎ライトプラザ（赤平市）	4
	光生舎メディックエル（赤平市）	5
就労継続支援（B型）	ミライク・チセ（札幌市）	1
	共同事業所ぼろみな（札幌市）	1
	リハビリーおおぞら（北広島市）	1
	ワークすずらん（小樽市）	1
	ふぁいん（旭川市）	1
	ラベンダーの郷（富良野市）	1
	ワークステーション翼（東川町）	1
	ワークショップ風（剣淵町）	1
	日中活動センターげんせん（室蘭市）	1
	ミルト（新冠町）	1
	おとわ（音更町）	1
	クローバー（岩見沢市）	1
	くるみ（砂川市）	6
	砂川市つむぎの家（砂川市）	2
	すまっしゅ（奈井江町）	4
	フレーバーカントリー（新十津川町）	5
	ひらき（新十津川町）	2
ワーク望（砂川市）	1	

【市外】サービス種別	施設名	利用者数(人)
就労継続支援（B型）	デイサポート優（砂川市）	2
	秋（砂川市）	5
	ひらき（新十津川町）	2
	それいゆ（上砂川町）	10
	びあねっと（新十津川町）	5
	光生舎エルムソーイング（赤平市）	3
	光生舎ワークショップⅡ（赤平市）	8
	光生舎ライト・プラザ（赤平市）	3
	工房 赤平虹の架け橋（赤平市）	2
	実の里（雨竜町）	1
	就労支援センター青空（深川市）	3
	就労定着支援	くるみ（砂川市）
就労支援センターすまっしゅ（奈井江町）		1
療養介護	緑が丘療育園（札幌市）	1
	大倉山学院（小樽市）	2
	旭川医療センター（旭川市）	1
	北海道療育園（旭川市）	7
短期入所	ないえ（奈井江町）	1
	光生舎虹の里（赤平市）	2
合 計		213

(3) 居住系サービス

【市内】サービス種別	施設名	利用者数(人)
共同生活援助 （グループホーム）	滝川ほほえみ会	33
	医療法人優仁会（滝川中央病院）	2
	共同生活援助ところ	8
合 計		43

【市外】サービス種別	施設名	利用者数(人)
共同生活援助 （グループホーム）	サポートinサッポロ（札幌市）	1
	あーねすと（札幌市）	1
	あしり（札幌市）	1
	ていねドリームマンション（札幌市）	1
	グループホーム ピノ（札幌市）	1
	くるみ寮（札幌市）	1
	はぴらいふ新しのつ（新篠津村）	1
	地域支援センターゆう（小樽市）	1
	ZOO 101（旭川市）	1

【市外】サービス種別	施設名	利用者数(人)
共同生活援助 (グループホーム)	さくらハウス(旭川市)	1
	ケアホームトムテ(旭川市)	1
	ふきのとうⅠ(旭川市)	1
	さくら荘(富良野市)	1
	あかつき寮(剣淵町)	1
	共同生活援助事業所げんせん(室蘭市)	1
	だて地域生活支援センターらいむ(伊達市)	1
	サポートセンターえましか(新冠町)	1
	伏古の里(帯広市)	1
	クローバーハウス(音更町)	1
	イグルー岩見沢(岩見沢市)	1
	ライフサポート美唄(美唄市)	1
	指定共同生活援助さくら(月形町)	1
	地域生活支援あと(小平町)	1
	GH・CH 地域生活支援初風(初山別村)	1
	みどり荘(奈井江町)	4
	どんぐり(砂川市)	6
	共同生活のぞみ(砂川市)	2
	ホームピンネ(新十津川町)	9
	むすび(新十津川町)	1
	共同生活援助事業所びあねっと(新十津川町)	3
	共同生活援助事業所あおば	2
	ケアホームメイプル(赤平市)	10
	博友荘(赤平市)	2
	きらり(芦別市)	2
	共同生活援助事業所すずらん(芦別市)	1
	ジョイン(雨竜町)	3
共同生活支援センターすずらん(深川市)	3	
施設入所支援	札幌光の森学園(札幌市)	1
	美しの森(札幌市)	1
	共栄(北広島市)	2
	ひかりの里(今金町)	1
	朝里ファミリア(小樽市)	1
	銀山学園(仁木町)	1
	余市豊浜学園(余市町)	2
	やすらぎ園(旭川市)	2
	旭川ねむのきの園(旭川市)	1
	第二希望学園(旭川市)	1

【市外】サービス種別	施設名	利用者数(人)
施設入所支援	北の峯学園（富良野市）	1
	南富良野からまつ園（南富良野町）	1
	大雪の園（鷹栖町）	1
	永光（苫小牧市）	1
	富門華寮（安平町）	1
	おとわ（音更町）	1
	こまくさ学園（紋別市）	1
	くびどハイム（岩見沢市）	2
	雪の聖母園（月形町）	2
	ライフサポート美唄（美唄市）	2
	パシオ（美唄市）	2
	おにしか更生園（小平町）	2
	幌延町立北星園（幌延町）	1
	ないえ（奈井江町）	8
	北海道拓明興社（奈井江町）	1
	砂川希望学院（砂川市）	6
	光生舎フーレピラ（赤平市）	2
	光生舎エルム・ソーイング（赤平市）	4
	光生舎ワークショップ（赤平市）	3
	光生舎クリーナース（赤平市）	2
	光生舎メディック・エル（赤平市）	1
	光生舎虹の里（赤平市）	9
	雨竜町暑寒の里（雨竜町）	3
あかとき学園（深川市）	3	
厚田はまなす園（石狩市）	1	
自立生活援助	ライフサポートいんぐ（芦別市）	1
合 計		141

(4) 障がい児通所支援

【市内】サービス種別	施設名	利用者数(人)
児童発達支援	滝川市こども発達支援センター	74
	こども通所支援センターかがやき	1
	児童発達支援・放課後等デイサービスてとて	2
放課後等デイサービス	滝川市こども発達支援センター	33
	滝川通園事業所たんぼぼの家	3
	トータルサポートリアル	16
	こどもサポートハウスりずむ	24
	こども通所支援センターかがやき	4
	児童発達支援・放課後等デイサービスてとて	4
合 計		161

【市外】サービス種別	施設名	利用者数(人)
放課後等デイサービス	きっずでいここ（新十津川町）	12
	ひかり砂川（砂川市）	2
	ぴーす（砂川市）	11
合 計		25

(5) 地域生活支援事業

【市内】サービス種別	施設名	利用者数(人)
移動支援事業	滝川市社会福祉協議会	1
	ヘルパーステーションちやいむ	2
訪問入浴サービス	アースサポート（株）	1
日中一時支援事業	トータルサポートリアル	2
	滝川ほほえみ会	1
意思疎通支援事業	手話奉仕員派遣	2
合 計		9

【市外】サービス種別	施設名	利用者数(人)
移動支援事業	サポートセンターぼすと（奈井江町）	3
日中一時支援	砂川希望学院（砂川市）	1
合 計		4

V 計画推進のための基本的事項

数値目標については、国や北海道が掲げる指針や目標に沿いながら、第1期から第5期計画の利用実績と併せ、現に障がい福祉サービスを利用している方個々の状況やニーズを十分踏まえて設定しています。

注：令和2年度の数値は令和2年9月までの実績数値となっています。

■施設入所者の地域生活への移行

国では、地域生活への移行を推進する観点から、数値目標の設定に当たっては、令和元年度末の施設入所者の6%以上が令和5年度末までに地域生活へ移行することとするとともに、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを目標としています。

これは、滝川市に当てはめると4人（71人の6%）の地域移行を目指すこととなります。現在の施設入所者については、重度または高齢者の方が多い現状や、直近の地域移行の実績を踏まえて数値目標を設定することとします。

地域の関係機関との連携や状況を十分把握したうえで地域移行を望むサービス利用者の希望を尊重し、対応していきます。

◆滝川市における施設入所者の地域に移行した人数

年度	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	見込量		
													3	4	5
人数	2	11	6	1	2	1	1	2	1	0	0	0	1	1	2

■入院中の精神障がい者の地域生活への移行

国では、精神障がい者の地域生活への移行を推進しています。

滝川市としても、国が目標とする精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数の向上や精神病床における1年以上長期入院患者数の減少、早期退院率の向上を目指すこととし、現状、数的目標は掲げませんが、今後も、地域移行、地域定着支援ならびに自立生活援助のサービスの利用を検討しながら、病院等関係機関との連携を図り、推進に努めていきます。

◆退院により地域に移行した精神障がい者数

年度	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2
人数	0	2	1	1	8	2	3	1	1	0	1	1

■障がい者の就労促進（福祉施設から一般就労への移行）

国では、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する目標値の設定に当たって、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とし、これまでの実績や地域の実情を踏まえることとしています。

滝川市では、令和元年度に7人が一般就労へ移行した実績がありますが、これまでの傾向からは特筆される結果であるため、平成30年度以前の移行人数等を考慮して設定することとします。

一方で、一般就労した障がい者の中には環境の変化について行けず再び福祉就労等に戻る方もおり、就労移行支援事業所、ハローワーク滝川、障がい者就労・生活支援センター、相談支援事業所等関係機関との連携や就労移行支援、就労定着支援等必要なサービスの提供により、障がい者が自立した日常生活を送るため、一般就労への移行や定着されるよう支援していきます。

◆滝川市における一般就労移行の状況

年度	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	見込量		
													3	4	5
人数	0	1	3	3	2	2	4	1	2	3	7	0	2	2	2

■グループホームの整備

社会福祉法人等が運営するグループホームが、現在96人が入居できるまで整備されてきました。

高齢の親と暮らしている障がい者も多く、親亡き後、一人での生活が困難で不安を抱えている障がい者も多いのが実情です。安心して地域で生活できるよう、自立生活援助等に取り組む中、関係団体等の協力を得ながら、地域で生活できる環境の充実強化を図るため、より一層の整備を推進します。

◆滝川市内におけるグループホームの整備実績と見込量

年度	H27	28	29	30	R1	2	見込量		
							3	4	5
グループホーム整備	81	86	86	86	90	96	110	114	120

VI 数値目標の設定

令和3年度から令和5年度までを計画期間とする本計画の数値目標設定については、相談支援事業所等の関係機関と十分連携し、障がい者個々の状況やニーズに基づき、サービス種別やサービス量を見込みます。

また、既にサービスを利用している障がい者に加え、退所や退院により地域に移行する障がい者など、新たにサービスを受ける方々の状況を踏まえ、更には第5期障がい福祉計画の実績等も考慮した上で数値目標を設定します。

注：各年度の人数、日数等の数値は、年間実績の月平均の数値となっています。

注：令和2年度の数値は、令和2年3月～9月までの平均数値となっています。

1. 訪問系サービス

(1) 居宅介護

在宅の障がい者のグループホーム入居や65歳到達による介護保険サービスへの移行等により、新規の利用開始とサービス提供の終了が同数程度で推移しており、ここ数年、利用者数については横ばい状態が続いています。今後も難病患者の利用も含め、同程度で推移するものと見込まれます。

◆居宅介護利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
人数	27	32	36	35	35	43	39	31	29	26	24	25	26	26	26
時間	455	388	420	401	444	494	448	356	371	352	311	291	343	343	343

(2) 同行援護

視覚障がい者の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等外出支援を行うサービスで、今後も同程度の利用が見込まれます。

◆同行援護利用者数の実績と見込量

											見込量		
年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	
人数	2	4	4	4	4	4	5	7	6	6	6	6	
時間	12	30	32	34	36	35	36	40	33	40	40	40	

(3) 行動援護

一人では行動のできない知的障がい者や精神障がい者を対象としたサービスで市外のグループホーム入居者の利用が多く、今後も同程度の利用が見込まれます。

◆行動援護利用者数の実績と見込量

年度	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	見込量		
													3	4	5
人数	4	5	5	5	5	5	5	6	4	3	3	2	3	3	3
時間	87	43	60	35	38	43	45	65	69	46	41	25	50	50	50

(4) 重度訪問介護

本市では、現在重度訪問介護の利用実績はありませんが、今後、在宅での生活環境の整備が進められることにより、障がい者やその家族の在宅生活継続のニーズに応じて対応していきます。

(5) 重度障がい者等包括支援

本市では、現在重度障がい者等包括支援の利用実績はありませんが、今後、在宅での生活環境の整備が進められることにより、障がい者やその家族の在宅生活継続のニーズに応じて対応していきます。

2. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

第5期計画期間においては、緩やかな減少傾向に転じていましたが、継続的な在宅からの通所者や養護学校卒業者等で生活介護の利用が必要となる方などの新規利用者の増が見込まれることから、利用人数及び日数ともに増加が見込まれます。

◆生活介護利用者数の実績と見込量

年度	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	見込量		
													3	4	5
人数	37	76	99	114	120	124	128	124	122	120	118	119	120	124	126
日数	655	1,574	2,080	2,275	2,397	2,456	2,579	2,489	2,449	2,428	2,394	2,426	2,426	2,480	2,520

(2) 自立訓練（機能訓練）

身体機能の維持・向上を図るため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションと併せ生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行うサービスです。平成23年度1名の利用を最後に利用実績はありません。

(3) 自立訓練（生活訓練）

生活能力の維持・向上を図るため必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行うサービスです。地域移行や在宅生活の継続のための利用により、利用日数の増加が見込まれます。

◆自立訓練（生活訓練）利用者数の実績と見込量

年度	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	見込量		
													3	4	5
人数	7	6	4	4	9	20	18	19	15	13	15	12	14	14	14
日数	140	109	92	67	127	299	262	272	201	188	220	149	203	213	223

(4) 宿泊型自立訓練

自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している方で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力の維持・向上のための訓練その他必要な支援を行うサービスです。支給決定期間に制限がありますが、事務的に終了させることなく認定審査会等に諮り、障がい者個々の状況を踏まえた上で支給決定期間の更新をしており、今後も同程度の利用が見込まれます。

◆宿泊型自立訓練利用者数の実績と見込量

年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	見込量		
										3	4	5
利用人数	1	2	3	2	2	3	3	3	3	3	3	3

(5) 就労移行支援

就労を希望する障がい者に一定期間、生産活動その他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、求職活動の支援等を行います。

養護学校等を卒業する障がい者に対しては、就労移行支援事業所のアセスメント及び相談支援事業所のモニタリングを進めながら、卒業後にスムーズにサービス提供ができるよう努めています。利用実績から今後も同程度の利用が見込まれます。

◆就労移行支援利用者数の実績と見込量

年度	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	見込量		
													3	4	5
人数	5	10	9	7	6	9	16	14	10	9	9	7	9	9	9
日数	110	200	200	145	119	143	270	251	183	160	153	129	165	165	165

(6) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面での課題解決に向けて必要となる支援を行うものです。利用実績から今後も同程度の利用が見込まれます。

年度	H30	R1	2	見込量		
				3	4	5
利用人数	1	3	3	3	3	3

(7) 就労継続支援（A型）

65歳未満の障がい者に、就労に必要な知識、能力の向上を図るため、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行います。利用実績から利用人数は同程度の利用が、利用日数は増加が見込まれます。

◆就労継続支援（A型）利用者数の実績と見込量

年度	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	見込量		
													3	4	5
人数	3	2	2	3	8	11	14	32	33	36	34	33	34	34	35
日数	64	46	46	50	160	209	275	586	556	518	624	615	624	655	687

(8) 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上を図るために必要な訓練等を行うサービスです。滝川市内や近隣市町に新規の事業所が開設され、様々な種類の訓練を行う事業所が増えたこともあり、利用の増加傾向は継続しています。今後も、精神障がい者、発達障がい者等の一般就労の前段として、サービス利用希望者は増加が見込まれます。

◆就労継続支援（B型）利用者数の実績と見込量

年度	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	見込量		
													3	4	5
人数	44	67	82	118	124	130	137	143	158	165	174	185	174	182	191
日数	689	1,253	1,560	2,058	2,197	2,284	2,368	2,488	2,658	2,796	3,003	3,209	3,003	3,153	3,310

(9) 療養介護

重症心身障がい者施設入所者の日中活動に大きな増減はなく、今後も同程度の利用が見込まれます。

◆療養介護利用者数の実績と見込量

年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	見込量		
										3	4	5
利用人数	10	10	10	10	10	10	11	11	11	11	11	11

(10) 短期入所

滝川通園事業所たんぽぽの家や短期入所事業所えーるの利用が増加傾向であり、今後も在宅障がい者の介護者のレスパイト利用等の増加が見込まれます。

◆短期入所利用者数の実績と見込量

年度	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	見込量		
													3	4	5
人数	6	7	7	6	6	9	7	5	10	11	13	7	13	14	15
日数	28	58	90	65	47	80	60	50	91	86	97	56	99	103	108

年度	見込量内訳					
	短期入所（福祉型）			短期入所（医療型）		
	R3	4	5	R3	4	5
人数	12	13	14	1	1	1
日数	94	98	103	5	5	5

3. 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

滝川市内のグループホームの定員は、現在96人となっていますが、今後も施設整備の進展が見込まれており、また、養護学校卒業者や在宅の障がい者で親の高齢化により同居が困難になるケースの増加傾向が見込まれることから、今後も入居者の増加が見込まれます。

◆グループホーム入居者数の実績と見込量

年度	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	見込量		
													3	4	5
人数	43	53	68	67	74	82	86	97	102	104	108	114	117	120	123

(2) 施設入所支援

国の指針によれば令和5年度末までに6%である4人の減を目指すこととなりますが、現在の入所者は高齢で重度の方も多く、入所待機をしている新規入所者もいることから、結果として利用は横ばいと見込まれます。

◆施設入所者数の実績と見込量

年度	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	見込量		
													3	4	5
人数	99	93	79	78	77	77	81	77	74	72	71	71	72	72	72

(3) 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホームから賃貸住宅等一人暮らしを希望する障がい者を対象に、一定の期間訪問するなどして、指導・助言のほか医療機関等の関係機関との連絡調整など支援を行うサービスで、利用実績から今後も同程度の利用が見込まれます。

年度	H30	R1	2	見込量		
				3	4	5
利用人数	1	1	1	1	1	1

4. 計画相談支援・地域相談支援

(1) 計画相談支援

障がい福祉サービスを利用するにあたって、サービス利用者全員がサービス等利用計画を作成するため、滝川市内の相談支援事業所はもちろん、全道各地の相談支援事業所と連携して取り進めています。滝川市においてはセルフプラン（指定特定相談支援事業者等以外の者が作成したサービス等利用計画）の方が数人いますが、今後も障がい者個々に合った適切なサービスを支給できるよう取り進めます。

◆計画相談支援利用者数の実績と見込量

年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	見込量		
										3	4	5
人数	11	31	49	56	57	47	60	68	94	68	71	74

(2) 地域相談支援

ア 地域移行支援

障がい者支援施設や精神科病院のほか、救護施設等の保護施設や矯正施設に入所入院している障がい者を対象に地域移行を図り、自立した日常生活を送られるよう支援を行うものです。相談支援事業所のほか病院、関係機関等と十分連携し取り組みます。

◆地域移行支援利用者数の実績と見込量

◆地域移行支援利用者数の実績と見込量										見込量		
年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
人数	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

イ 地域定着支援

主に地域移行された精神障がい者が安定した地域生活を送れるよう地域定着に向けて支援を行うものです。相談支援事業所のほか関係機関等と連携を図り取り組みます。

◆地域定着支援利用者数の実績と見込量

◆地域定着支援利用者数の実績と見込量										見込量		
年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
人数	0	1	1	0	0	0	1	1	2	1	1	1

5. 障がい児通所支援

(1) 児童発達支援

障がいのある未就学児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を行っています。関係機関の連携による早期の発見や対応により、今後の利用の増加が見込まれます。

◆児童発達支援利用者数の実績と見込量

◆児童発達支援利用者数の実績と見込量										見込量		
年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
人数	67	61	64	68	61	65	66	60	66	64	64	64
日数	165	145	162	175	156	181	151	110	126	147	147	147

(2) 医療型児童発達支援

滝川市内には事業所はなく、平成25年度以降利用はありません。

(3) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により児童発達支援等のサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対して提供されるもので、滝川市内には事業所はありません。

（４）放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。児童発達支援の利用の増に合わせて、放課後等デイサービスに移行する継続的な支援が必要な利用者の増加が見込まれます。

◆放課後等デイサービス利用者数の実績と見込量

年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	見込量		
										3	4	5
人数	29	38	41	42	64	50	54	67	65	67	70	73
日数	128	190	221	208	422	513	531	666	680	666	699	734

（５）保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校等集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のため専門的な支援を行うもので、利用実績から今後も同程度の利用が見込まれます。

◆保育所等訪問支援利用者数の実績と見込量

年度	H29	30	R1	2	見込量		
					3	4	5
利用人数	0	1	1	0	1	1	1
日数	0	1	1	0	1	1	1

（６）障がい児相談支援

障がい児の保護者や特別支援学級、養護学校等と十分連携を図り、障がい児個々の適切な支援利用計画を作成するもので、利用実績から今後も同程度の利用が見込まれます。

◆障がい児相談支援利用者数の実績と見込量

年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	見込量		
										3	4	5
人数	11	22	27	27	26	33	33	36	34	33	34	35

6. 地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業は、障がい者の地域での生活を支えるために滝川市が主体となって取り組む事業です。

<必須事業>

◇理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活または社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者の理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業で、研修会やイベント等を開催する中で取り組みます。

また、当該事業の推進にあたっては、精神疾患の一次予防も含めて検討します。

◇自発的活動支援事業

障がい者が日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業で、災害対策活動、孤立防止活動、ボランティア活動等、障がい者団体や地域住民等と連携を図りながら取り組みます。

◇相談支援事業

地域の障がい者の福祉に関する様々な問題について、その保護者または介護を行う方からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言を行い、あわせて障がい福祉サービスの利用支援のほか、虐待の防止またはその早期発見のための関係機関との連絡調整、また、障がい者の権利擁護のために必要な援助、相談支援を行います。

あわせて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、専門職員を配置し、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業ならびに身体・知的・精神障がい者の相談業務を総合的に行う相談支援を推し進める基幹相談支援センターの強化を図ります。

◇成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用と思われる知的障がい者または精神障がい者に対し、経費の補助を受けなければ利用が困難と認められる場合に、申立費用及び後見人の報酬を助成します。

◇成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するため、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援することで障がい者の権利擁護を図ります。

◇意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能等、意志疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話奉仕員（通訳者）の派遣を行い、意志疎通の円滑化を図ります。また、要約筆記者の派遣については、ニーズに応じて検討していきます。

◇日常生活用具給付等事業

障がい者に自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

◇手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等の自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、研修事業を開催する中で手話奉仕員の養成を図ります。

◇移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者が円滑に外出することができるよう、移動の支援を行います。

◇地域活動支援センター事業

通所する障がい者に創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の支援を行います。

<任意事業>

◇訪問入浴サービス事業

在宅生活を送る身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅にて入浴サービスを提供します。

◇日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を確保、提供し、家族の就労支援や一時的な休息を支援します。

◇その他 社会参加支援事業

■声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者のために、障がい者にわかりやすい方法により、地方自治体等の広報紙や地域生活をするうえで必要度の高い情報を定期的に提供します。

Ⅶ サービスの見込量一覧（再掲）

サービス体系		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
		人	時間・日	人	時間・日	人	時間・日	
サ ー 訪 問 系 サ ー ビ ス	居宅介護	26	343	26	343	26	343	
	同行援護	6	40	6	40	6	40	
	行動援護	3	50	3	50	3	50	
日 中 活 動 系 サ ー ビ ス	生活介護	120	2,426	124	2,480	126	2,520	
	療養介護	11	—	11	—	11	—	
	自立訓練（生活訓練）	14	203	14	213	14	223	
	宿泊型自立訓練	3	—	3	—	3	—	
	就労移行支援	9	165	9	165	9	165	
	就労定着支援	3	—	3	—	3	—	
	就労継続支援（A型）	34	624	34	655	35	687	
	就労継続支援（B型）	174	3,003	182	3,153	191	3,310	
	短期入所	13	99	14	103	15	108	
サ ー 居 住 系 サ ー ビ ス	施設入所支援	72	—	72	—	72	—	
	グループホーム	117	—	120	—	123	—	
	自立生活援助	1	—	1	—	1	—	
通 所 支 援 障 が い 児 児	児童発達支援	64	147	64	147	64	147	
	居宅訪問型児童発達支援	—	—	—	—	—	—	
	放課後等デイサービス	67	666	70	699	73	734	
	保育所等訪問支援	1	1	1	1	1	1	
障 が い 児 相 談 支 援 計 画 相 談 支 援 地 域 相 談 支 援	計画相談支援	68	—	71	—	74	—	
	地域相談支援	地域移行支援	1	—	1	—	1	—
		地域定着支援	1	—	1	—	1	—
		障がい児相談支援	33	—	34	—	35	—

◇理解促進研修啓発事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業実施見込み	実施	実施	実施

◇自発的活動支援事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業実施見込み	未実施	未実施	実施

◇成年後見制度法人後見支援事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業実施見込み	実施	実施	実施

◇相談支援事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	2か所	2か所	2か所
基幹相談支援センター	1か所	1か所	1か所
相談支援機能強化事業	1か所	1か所	1か所

◇成年後見制度利用支援事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込者数	2人	2人	2人

◇意思疎通支援事業（手話奉仕員派遣）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込者数	3人	3人	3人

◇日常生活用具給付事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	5件	5件	5件
自立生活支援用具	18件	18件	18件
在宅療養等支援用具	3件	3件	3件
情報・意思疎通支援用具	12件	12件	12件
排泄管理支援用具	1,240件	1,240件	1,240件
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1件	1件	1件

◇手話奉仕員養成研修事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込者数	11人	11人	11人

◇移動支援事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込者数	15人	15人	15人
利用見込時間数	555時間	555時間	555時間

◇地域活動支援センター事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施事業所数	1か所	1か所	1か所
利用見込者数	25人	25人	25人

◇訪問入浴サービス事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込者数	2人	2人	2人

◇日中一時支援事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込者数	15人	15人	15人

◇社会参加促進事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
声の広報発行事業	10人	10人	10人

Ⅷ 障がい福祉サービス等 利用実績（再掲）

◆訪問系サービス

サービス体系	H26年度		27年度		28年度		29年度		30年度		R1年度	
	人	日	人	日	人	日	人	日	人	日	人	日
居宅介護	43	494	39	448	31	356	29	371	26	352	24	311
同行援護	4	32	4	34	4	36	4	35	5	36	7	40
行動援護	5	43	5	45	6	65	4	69	3	46	3	41

◆日中活動系サービス

サービス体系	H26年度		27年度		28年度		29年度		30年度		R1年度	
	人	日	人	日	人	日	人	日	人	日	人	日
生活介護	124	2,456	128	2,579	124	2,489	122	2,449	120	2,428	118	2,394
自立訓練（生活訓練）	20	299	18	262	19	272	15	201	13	188	15	220
宿泊型自立訓練	3	—	2	—	2	—	3	—	3	—	3	—
就労移行支援	9	143	16	270	14	251	10	183	9	160	9	153
就労定着支援	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	3	—
就労継続支援（A型）	11	209	14	275	32	586	33	556	36	518	34	624
就労継続支援（B型）	130	2,284	137	2,368	143	2,488	158	2,658	165	2,796	174	3,003
療養介護	10	—	10	—	10	—	11	—	11	—	11	—
短期入所	9	80	7	60	5	50	11	86	13	97	7	55

◆居住系サービス

サービス体系	H26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
共同生活援助	82人	86人	97人	102人	104人	108人
施設入所支援	77人	81人	77人	74人	72人	71人
自立生活援助	—	—	—	—	1人	1人

◆障がい児通所支援

サービス体系	H26年度		27年度		28年度		29年度		30年度		R1年度	
	人	日	人	日	人	日	人	日	人	日	人	日
児童発達支援	64	162	68	175	61	156	65	181	66	151	60	110
放課後等デイサービス	41	221	42	208	64	422	50	513	54	531	67	666

◇相談支援事業

区分	H26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
障害者相談支援事業	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	1	1	1	1	1	1
相談支援機能強化事業	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	—	—	—	—	—	—
成年後見制度利用支援事業	—	—	2	2	2	2

◇意思疎通支援事業

区分	H26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
利用者数（人）	4	4	4	4	4	4

◇移動支援事業

区分	H26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
利用者数（人）	17	20	17	19	13	12
利用時間数（時間）	553	1,587	1,390	856	457	351

◇日常生活用具給付事業（給付費件数）

区分	H26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
介護・訓練支援用具	1	2	1	3	5	0
自立生活支援用具	9	6	15	17	18	15
在宅療養等支援用具	5	6	6	3	3	0
情報・意思疎通支援用具	6	6	5	4	12	11
排泄管理支援用具	1,200	1,320	1,300	1,240	1,164	1,114
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	0	1	3	1	1	0

◇手話奉仕員養成研修事業

区分	H26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
手話奉仕員養成研修事業	10	7	6	8	—	—

◇地域活動支援センター事業

区 分	H26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
実施事業所数（箇所）	1	1	1	1	1	1
利用者数（人）	49	62	68	51	47	12

◇訪問入浴サービス事業

区 分	H26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
利用者数（人）	1	2	2	2	2	2

◇日中一時支援事業

区 分	H26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
利用者数（人）	21	13	10	12	15	10

◇社会参加促進事業

区 分	H26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
声の広報発行事業（人）	21	15	10	10	10	10
自動車運転免許取得・改造助成事業（件）	2	2	0	5	1	0

《参考》

第1期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について

■日中活動系サービス

生活介護、就労移行支援、就労継続支援（B型）で見込量を大きく下回っています。原因としては、事業所の新体系への移行が予想より少なく、旧法施設支援サービスが継続していることによるものです。

なお、新体系移行の時期については、各事業所において決定します。

短期入所については、平成18年度、19年度は3月利用分の実績ですが、平成20年度は4月から9月の平均値のため差が大きくなっています。（例年3月は春休みがあるため、平均より利用回数が増加する見込です。）

■居住系サービス

グループホーム、ケアホーム、施設入所支援については、見込量を上回っています。地域生活移行は進んでいますが、新規申込みについても見込量を上回っており、全体の人数は増加しています。

■地域生活支援事業

地域自立支援協議会については設立に向けて協議を進めており、平成21年度早期に設置予定です。

コミュニケーション支援事業については、見込量は月1件の扱いで各年度12件としていましたが、実利用人数で記載しています。

移動支援事業については、各年度とも時間数は見込量を大きく上回っていますが、件数（人数）では下回っており、一人当たりの利用時間が見込よりも大きくなっています。

地域活動支援センター事業については、第1期計画では平均人数で記載していますが、集計では実利用人数で記載しているため、見込量を上回っています。

注）サービス利用、支給決定に関しては、居住系サービスにおいて、利用を希望する入所施設等で空きがないため待機登録し、利用開始までサービス支給を保留している例が僅かにありますが、日中活動系サービス、訪問系サービスについては、障害程度区分に応じて概ね利用者の希望に沿う内容で支給決定を行っています。

《参考》

第2期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について

■訪問系サービス

居宅介護及び行動援護については、利用者数はほぼ計画どおりの数字となり年々増加傾向を示していますが、利用時間数は見込量を下回っており、短時間の派遣依頼が増えていると考えられます。

重度訪問介護については利用実績がありませんでしたが、平成23年度にスタートした同行援護について1人の利用実績がありました。

■日中活動系サービス

第2期において多くの事業所が新体系へ移行しました。日中活動の各種サービスともほぼ計画に沿った数字となっており、特に生活介護については見込量を上回り、平成23年度時点で99人の利用となっています。

就労継続支援B型については、滝川更生園と滝川新生園が平成24年4月1日の新体系移行となったため、見込量を大きく下回り82人の利用となっています。

また、今まで利用がなかった療養介護について1人の利用実績がありました。

■居住系サービス

グループホーム、ケアホーム、施設入所支援については見込量を下回りましたが、2か所の入所施設が廃止になり、ケアホームや通所施設に移行する等、着実に障がい者の地域移行が進んでいます。

また、制度改正に伴いグループホーム、ケアホームの居住費助成もスタートし、平成23年度において68人の利用実績がありました。

■地域生活支援事業

平成21年度に地域自立支援ネットワーク会議が設置され、研修会等を開催しましたが、具体的な活動は今後検討されることとなります。

訪問入浴サービス事業が新たにスタートし、平成23年度において2人の利用実績がありました。

また、日中一時支援についても、養護学校の生徒の進路実習を中心に利用が見込量を上回りました。

《参考》

第3期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について

■訪問系サービス

滝川市内にも指定特定相談支援事業所が4か所設立され、相談活動が市民に浸透していくなか、相談支援事業所を介しサービス利用の相談が増加し、居宅介護の申請をするなど精神障がい者等を中心とした新規利用者が増加する傾向を示しました。

同行援護は視覚障がい者にサービスが浸透し微増、また行動援護の利用者数は計画の数字を下回る結果となりました。重度訪問介護及び重度障がい者等包括支援については利用実績がありませんでした。

■日中活動系サービス

第3期では全事業所が新体系に移行しました。また、滝川市内にも新たに事業所が立ち上げられ、精神障がい者等を対象とした自立生活訓練のサービスがスタートしたほか、近隣の市に雇用契約型の就労継続支援A型の事業所が立ち上がる等、施設整備に伴う利用者の増加が見られました。

また、生活介護は重症心身障がい者対象のたんぼぼの家が制度改正により障がい福祉サービスに組み込まれる等計画と比較し微増傾向を示しました。

■居住系サービス

平成26年度からケアホームがグループホームに一元化される等制度改正がありました。また、滝川中央病院のほか各事業所でグループホームを新設整備される中、利用者も増加しております。施設入所者については第3期では78人前後で横ばい状態が続いております。今後、更に地域移行を促進するためにはグループホームの整備が欠かせない状況となっております。

■障がい児通所支援

平成24年度から制度改正により、児童福祉法による障がい児通所支援が新たにスタートしました。滝川市内、こども発達支援センターのほか民間事業所で3か所立ち上げられる等、利用者の増加が見られました。

■地域生活支援事業

相談支援事業の強化を図るため、相談支援業務の総合的連絡調整のほか、障がい者虐待防止や成年後見制度利用支援を図る等、平成24年度から基幹相談支援センターとして滝川ほほえみ会に委託、実施しております。

必須事業である移動支援事業、意思疎通支援事業、地域活動支援センター事業等の継続実施はもとより、理解促進研修啓発事業等新たな必須事業等にも、関係機関、団体等連携し取り組む必要があります。

《参考》

第4期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について

■訪問系サービス

居宅介護については、主に精神障がい者を中心とした利用者の増加が見られましたが65歳到達による介護保険制度への移行も進められ、人数については横ばい状態となりました。また、福祉有償運送事業所が対象障がいを拡充したため、通院介助等のサービスと併用しながらの利用が見られました。

視覚障がい者対象の同行援護や知的障がい者等を対象とした行動援護の利用者数については、例年、4人から6人程度の利用実績となっております。なお、重度訪問介護及び重度障がい者等包括支援については利用の実績がありませんでした。

■日中活動系サービス

滝川市内で一つの自立生活訓練及び就労移行支援事業所が廃止されましたが、新たに生活介護、自立生活訓練や雇用契約型の就労継続支援A型の事業所が開設されるなど、計画期間内で市内事業所が増加し、これら施設整備に伴い利用者の増加が顕著に見られました。

また、重症心身障がい児者対象の滝川通園事業所たんぽぽの家が旧国保病院から新設移転され拡充が図られました。

■居住系サービス

平成26年度からケアホームがグループホームに一元化されるなど制度の改正がありました。また、滝川中央病院のほか各事業所でグループホームを新設整備され、利用者も増加しております。施設入所者については減少傾向を示し、平成28年度77人と平成18年度から比べて20人減少した状況です。今後、更に地域移行を促進するためにはグループホームの整備が欠かせない状況となっております。

■障がい児通所支援

滝川市内や近郊にも事業所が新設され、利用者の増加が見られました。特に放課後等デイサービスの利用者増加が顕著に見られ、児童一人あたりの利用日数も増えている状況です。

また、滝川通園事業所たんぽぽの家も滝川市を中心とした中・北空知圏域の重症心身障がい児を対象に通所サービスを実施しており、より拡充されることを期待しております。

■地域生活支援事業

市町村事業の地域生活支援事業については、移動支援事業で今まで利用のなかった重症心身障害者の利用の実績がありました。意思疎通支援事業では、診察など医療現場での手話奉仕員派遣が主なものとなっております。

また、障がい者への理解を深めてもらうための理解促進事業については継続実施し、成年後見制度利用支援事業についても新たな利用実績がありました。

《参考》

第5期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について

■訪問系サービス

全般的な人口減少に伴う利用者の減や高齢化の影響から介護保険サービスへ移行する方の増が続いており、また、在宅からグループホームへ生活の拠点を移す方も増えていることから、居宅介護等訪問系サービスの利用は減少傾向にあります。

そのような中、新たな居宅介護事業所が開業され、利用者の選択肢が広がっている現状は望ましく、今後も訪問系サービスの充実が期待されます。

■日中活動系サービス

新たな就労継続支援B型事業所の開業や、自立訓練（生活訓練）事業所の自立訓練と就労継続支援B型と併せた多機能型の事業所への転換など、利用者にとって日中活動の場の選択肢が広がっています。

また、就労移行支援や就労継続支援のサービス利用後一般就労につながった方に対して、平成30年度に創設された就労定着支援の利用が一定数あり、一般就労の継続のために制度が活用されています。

■居住系サービス

市内96室のグループホームが整備されていますが、滝川市内外でグループホームの利用者は増えており、地域で生活するという利用者の希望に応じることができるよう滝川市内におけるより一層のグループホーム整備が期待されます。

施設入所については、地域移行等が推進されていますが、親の高齢化等により入所を希望される方に対しては、関係機関と連携の上対応を進めました。

■障がい児通所支援

滝川市内に児童発達支援と放課後等デイサービスに対応する施設が2施設整備され、利用者の選択肢が広がっています。

関係機関の連携により、児童発達支援から放課後等デイサービスへの移行等もスムーズに実施されており、全体で利用者を支援する体制がとられています。

■地域生活支援事業

これまでも必須事業を中心にサービスの提供を行ってきており、各サービスともに継続的に利用されています。今後においても地域で生活する障がい者のニーズの把握に努め、効果的な取り組みとなるよう事業を進めます。

■自立支援協議会

障がい者総合支援ネットワーク会議から発展させた自立支援協議会について、事務局会議の立上げ、研修の実施や困難事例の個別ケース検討など活動の在り方についての協議・検討を行い、活性化を図りました。

（資料1）

滝川市保健医療福祉推進市民会議委員名簿

（敬称略）

No.	関係機関団体名	氏名	備考
1	空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室	黒坂直樹	
2	國學院大學北海道短期大学部	草薙恵美子	
3	滝川市立病院	齊藤ひとみ	
4	滝川市医師会	小西勝人	委員長
5	滝川市歯科医会	中村光宏	
6	滝川市民生委員児童委員連合協議会	伊藤光子	
7	滝川市社会福祉協議会	高谷富士雄	副委員長
8	滝川市社会福祉事業団	坂上智之	
9	滝川市町内会連合会連絡協議会	齊藤博朗	
10	滝川青年会議所	峯村太志	令和2年12月まで
		山根大司	令和3年1月から
11	滝川身体障害者福祉協会	川口きよ子	
12	滝川市老人クラブ連合会	窪之内美知代	

（資料2）

○滝川市保健医療福祉推進市民会議設置要綱

（設置）

第1条 全市民が健康で安心して生活できるまちづくりを進めるため、保健・医療・福祉サービスのネットワーク化を図り、総合的な保健医療福祉対策を推進するため、滝川市保健医療福祉推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 市民会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 保健・医療・福祉サービスの総合的推進に関すること。
- (2) 保健・医療・福祉に係る計画策定及び進行管理に関すること。
- (3) 保健・医療・福祉の実態調査に関すること。
- (4) 健康管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市民の福祉に関すること。

（組織）

第3条 市民会議は別表に掲げる関係機関及び団体から選出された者のうち市長が適当と認める者並びに学識経験者等（以下「委員」と総称する。）により構成する。

（委員の職務期間）

第4条 委員の職務期間は、2年間とする。ただし、補欠の委員の職務期間は、前委員の残りの職務期間とする。

2 委員は、同一の者を再び選出することができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 市民会議に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、市民会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 市民会議は、必要の都度開催し、委員長が招集する。

2 市民会議の議長は、委員長が行う。

（専門部会）

第7条 総合的な保健医療福祉事業を協議するため、市民会議に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長が指名する委員をもって構成する。
- 3 専門部会には、必要に応じて臨時委員を選任することができる。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長は、専門部会を招集し、会議の議長となり、専門部会の事務を掌理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（事務局）

第8条 滝川市保健医療福祉推進事業の推進に関する事務を処理するため、市民会議に事務局を設置し、保健福祉部に置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長は、保健福祉部福祉課長を、事務局次長は保健福祉部介護福祉課長、子育て応援課長及び健康づくり課長をもって充てる。
- 4 事務局員は、保健福祉部福祉課、介護福祉課、子育て応援課及び健康づくり課の職員をもって充て、保健福祉部福祉課の職員がこれを総括する。
- 5 事務局長は、事務局の事務を掌握し、事務局次長及び事務局員を指揮監督する。
- 6 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、これを代理する。
- 7 事務局員は、事務局長及び事務局次長の命を受け、事務を処理する。

（秘密を守る義務）

第9条 市民会議を構成する関係機関等の役職員若しくは構成員又は会議に出席した関係機関職員等は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。役職員若しくは構成員又は関係機関の職員等でなくなった後においても、同様とする。

（施行細目）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年5月28日から施行する。

（中略）

附 則

この要綱は、平成29年6月3日から施行する。

（資料3）

滝川市自立支援協議会
障がい福祉計画策定委員会委員名簿

（敬称略）

No.	関係機関団体名	氏名	備考
1	滝川身体障害者福祉協会	川 口 きよ子	
2	滝川心身障害児者を持つ親の会	清 水 聖 子	
3	滝川市手をつなぐ育成会	清 水 登紀代	
4	滝川市社会福祉事業団	菊 地 知 之	
5	滝川ほほえみ会	服 部 宗 弘	
6	若草友の会共同作業所	松 平 忠 也	
7	トータルサポートリアル	立 野 克 佳	
8	滝川市社会福祉協議会	川 田 一 之	
9	滝川市民生委員児童委員連合協議会	藤 本 宗 光	
10	滝川地域子ども発達支援推進協議会	村 井 新 知	

（資料4）計画策定の経過

月 日	内 容
R2年 9月25日	第1回保健医療福祉推進市民会議
2年10月20日	第1回計画策定委員会にて意見交換
2年12月 7日	第2回計画策定委員会にて計画（素案）について意見聴取
R3年 1月15日	第2回保健医療福祉推進市民会議
3年 1月28日	第3回保健医療福祉推進市民会議